

令和 5 年 5 月 24 日

法令等違反行為に関する内部通報制度について

横浜医療センター院長

国立病院機構においては、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づき、適正な職務の遂行及び社会的信頼の確保を目的として、法令等違反行為に関する内部通報制度を定めています。

1. 通報相談窓口

各事業場（本部、グループ担当理事部門、病院）に、職員等の皆様からの通報又は相談を受け付ける窓口（通報相談窓口）を設置し、職員（通報相談員）を配置しています。

当院に関する通報相談窓口は、当院の事務部管理課、関東信越グループ担当理事部門、本部の内部統制室です。

なお、グループ担当理事部門や本部の内部統制室においても、通報相談窓口として、職員等の皆様からの通報を受け付けることは可能です。

【当院の窓口】

病院事務部 管理課長

住 所： 〒245-8575

神奈川県横浜市戸塚区原宿 3-60-2

電話番号： 045-851-2621（内線 2201）

※電話受付時間 10:00～17:00

（土日祝日、年末年始除く）

メール： 219-0458512621-tuhoh@mail.hosp.go.jp